

第1_個人市民税・県民税普通徴収関係帳票（当初分） C帳票レイアウト仕様書1

①普通徴収納税通知書 ※印字あり

②納付書（普通徴収用） ※印字あり

③口座振替依頼書 ※印字あり

④封筒（納税通知書・当初用）

⑤お知らせ

A 市民税・県民税について

B 年特還付について

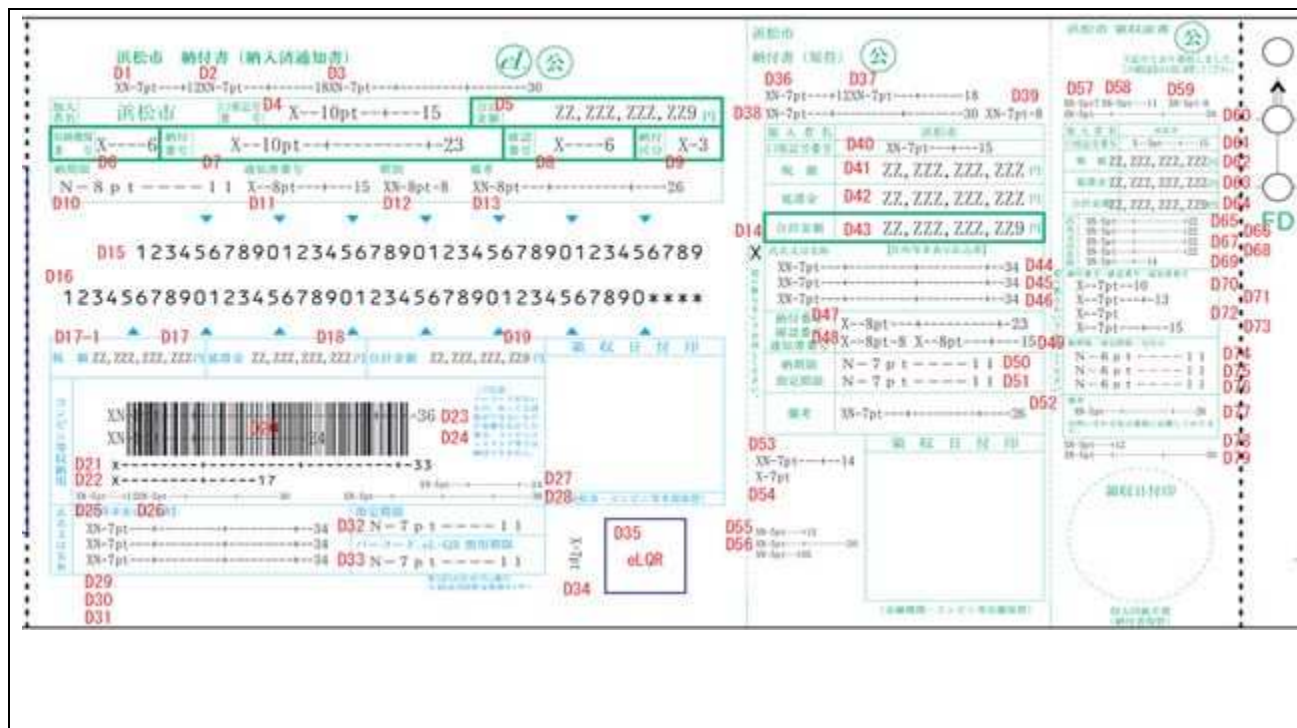
C 相続人の方へ

D 賦課の根拠（現年度）

E 納付方法のご案内

②納付書（普通徴収用） ※印字あり

表面



※納付書用紙には「eLマーク」「統一納付書番号欄」及び「eL-QR」のプレ印字が必要

裏面

●スマートフォン決済アプリによる納付方法

納付書の地方税統一QRコード「eL-QRコード」をスマートフォン決済アプリで読み取ります。

STEP 1 納付書やアプリの準備
決済アプリをスマートフォンにダウンロードして電子マネー残高のチャージをしてください。

STEP 2 アプリでQRコードを読み取り
アプリを操作し、納付書のQRコードを読み取ります。

STEP 3 内容の確認、支払
表示内容を確認し、支払いボタン等をタップします。

ご利用可能な決済アプリ

PayPay

d払い

au PAY

Pay

R

FamiPay

BP

J

jcoin

●利用できるスマホ決済アプリは、変更になることがあります。
●最新の利用できるスマホ決済アプリの情報は、「地方税お支払いサイト」でご確認ください。

●クレジットカード ●インターネットバンキング
●ダイレクト方式 ●ページ番号を発行しATM等で支払う

まずは「地方税お支払いサイト」へアクセスしてください。

詳しくはこちら
地方税お支払いサイト
※令和8年7月1日から「eLお支払いサイト」に変更
<https://www.payment.eitax.tta.go.jp/>

クレジットカード決済は支払金額に応じて、利用者負担の料金が掛かります。

納付場所 令和8年1月1日現在

●全国の地方税統一QRコード対応金融機関等
地方税統一QRコード（eL-QR）が印字されている納付書については、全国の対応金融機関等で納付が可能です。対応金融機関等の一覧は「浜松市HP」でご確認ください。

(例)

【銀行】 静岡 みずほ 三菱UFJ 三井住友 スルガ	【金庫】 浜松いわた信用 遠州信用 静岡県労働	【農協・漁協】 とびあ浜松 ニヶ日町 遠州中央 東日本信用漁業 協同組合連合会
--	---	---

【ゆうちょ銀行】(郵便局)
地方税統一QRコードが印字されている納付書については、全国のゆうちょ銀行・郵便局窓口で納付可能です。

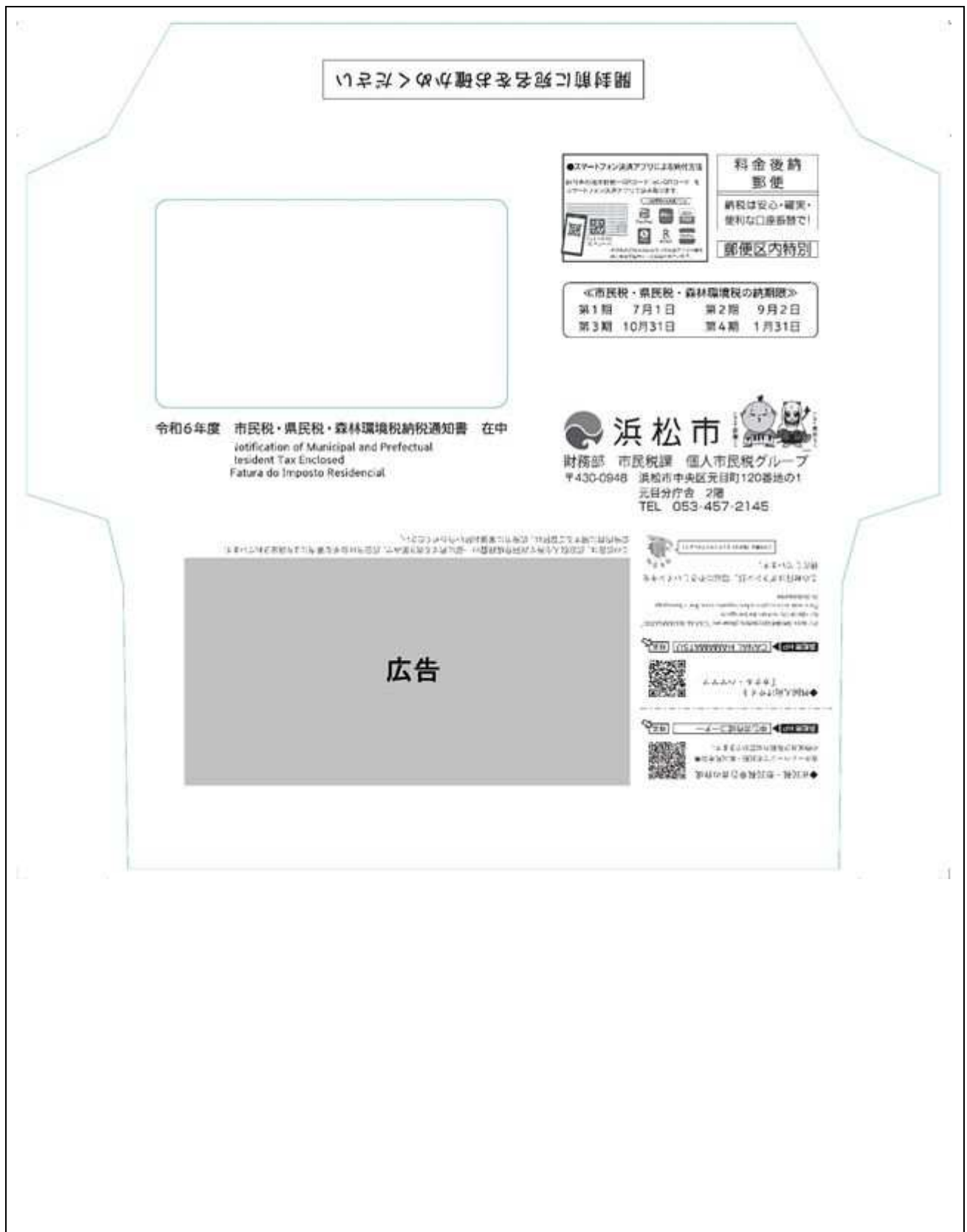
※期限が過ぎてしまっても、金融機関にて納付が可能です。

●コンビニエンスストア等

セブン-イレブン ローソン
ファミリーマート ミニストップ
デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア
セイコーマート/ホプラ/MMK百貨店 他

【注意事項】
下記の場合は、コンビニ等ではお支払いできません。
・期限が過ぎている
・バーコードが読み取れない
・バーコードの印字が不明
・金額が30万円を超える
・金額が訂正されている
・原本以外のコピーや画像等
コンビニ等の店舗では、アプリまたはお支払いできません。

④封筒（納税通知書・当初用）



⑤お知らせ 「A 市民税・県民税について」

表面

裏面

『市民税・県民税・森林環境税 納税通知書』の様式の変更について

令和8年1月から、地方公共団体情報システム標準化に伴い、『市民税・県民税・森林環境税 納税通知書』の様式について、用紙サイズ、レイアウト、掲載内容を変更します。

地方公共団体情報システム標準化とは

地方公共団体の業務業務システムを国が定めた標準仕様に準拠したシステム（標準準拠システム）へ移行する取組のことです。これにより地方公共団体ごとに独自に定めていた通函や帳票のレイアウトが、標準仕様で規定される様式に統一されます。

用紙サイズが、国の標準仕様に準拠したA4サイズに変更となります。

<変更後の納税通知書の様式>

用紙1枚を縦長に使用し、国の標準仕様に準拠した項目が表示されます。

【変更後の様式 上段部分】
変更前の様式では左側部分に記載していた

- 1 受理番号・通知書番号
- 2 年税額等
- 3 普通徴収
- 4 口座情報
- 5 公的年金からの特別徴収

変更後の様式では上段部分に記載します。

<変更前の納税通知書の様式>

【変更後の様式 下段部分】
変更前の様式では右側部分に記載していた

- 6 所得金額等
- 7 所得控除額
- 8 扶養親族該当区分・本人該当区分
- 9 課税標準額
- 10 税額控除額等明細
- 11 算出税額

変更後の様式では下段部分に記載します。

『市民税・県民税・森林環境税 納税通知書』の記載項目について

<変更後の納税通知書の様式>

【上段部分】

- 1 受理番号・通知書番号
- 2 年税額等
- 3 普通徴収
- 4 口座情報
- 5 公的年金からの特別徴収

【下段部分】

- 6 所得金額等
- 7 所得控除額
- 8 扶養親族該当区分・本人該当区分
- 9 課税標準額
- 10 税額控除額等明細
- 11 算出税額

● 記載項目について

- 1 受理番号・通知書番号: 国が定める標準仕様に基づき記載します。
- 2 年税額等: 令和8年度の年税額等（市民税・県民税）を記載します。
- 3 普通徴収: 令和8年度の普通徴収額（下水道料、ごみ処理費等）を記載します。
- 4 口座情報: 令和8年度の口座情報（口座番号、口座名義）を記載します。
- 5 公的年金からの特別徴収: 令和8年度の公的年金からの特別徴収額を記載します。
- 6 所得金額等: 令和8年度の所得金額等（給与所得、雑所得等）を記載します。
- 7 所得控除額: 令和8年度の所得控除額（基礎控除、配偶者控除等）を記載します。
- 8 扶養親族該当区分・本人該当区分: 令和8年度の扶養親族該当区分（扶養親族、本人）を記載します。
- 9 課税標準額: 令和8年度の課税標準額（所得金額等から所得控除額を控除した金額）を記載します。
- 10 税額控除額等明細: 令和8年度の税額控除額等明細（基礎控除、配偶者控除等）を記載します。
- 11 算出税額: 令和8年度の算出税額（課税標準額から税額控除額等明細を控除した金額）を記載します。

● 記載項目の注釈

- 1 受理番号・通知書番号: 国が定める標準仕様に基づき記載します。
- 2 年税額等: 令和8年度の年税額等（市民税・県民税）を記載します。
- 3 普通徴収: 令和8年度の普通徴収額（下水道料、ごみ処理費等）を記載します。
- 4 口座情報: 令和8年度の口座情報（口座番号、口座名義）を記載します。
- 5 公的年金からの特別徴収: 令和8年度の公的年金からの特別徴収額を記載します。
- 6 所得金額等: 令和8年度の所得金額等（給与所得、雑所得等）を記載します。
- 7 所得控除額: 令和8年度の所得控除額（基礎控除、配偶者控除等）を記載します。
- 8 扶養親族該当区分・本人該当区分: 令和8年度の扶養親族該当区分（扶養親族、本人）を記載します。
- 9 課税標準額: 令和8年度の課税標準額（所得金額等から所得控除額を控除した金額）を記載します。
- 10 税額控除額等明細: 令和8年度の税額控除額等明細（基礎控除、配偶者控除等）を記載します。
- 11 算出税額: 令和8年度の算出税額（課税標準額から税額控除額等明細を控除した金額）を記載します。

⑤お知らせ 「B 年特還付について」

公的年金からの特別徴収(引き落とし)額の還付について

令和6年度市民税・県民税・森林環境税が決定したことに伴い、公的年金からの特別徴収により納めていただいている市民税・県民税の還付について、お知らせいたします。

本年4月分と6月分については、昨年度から継続して年金から特別徴収しているところですが、税額計算の結果、あなた様の「公的年金についての税額(森林環境税を除く)」は、本年4月分と6月分の合計額を下回ることとなりました。

つきましては、差額分(森林環境税を除く)をお返しいたします。

なお、引き落とされた差額分については準備が整い次第、徴収月ごとに還付(充当)いたします。詳しくは、後日、税務総務課から送付される「還付充当通知書」をご確認ください。

◆ 還付金詐欺に注意!! ◆

市民税・県民税の還付手続に関して、キャッシュカードやクレジットカードなどの暗証番号を聞いたり、ATM(現金自動預払機)の操作を依頼したりすることはありません。
還付手続を装った詐欺には、くれぐれもご注意ください。

《お問い合わせ先》 浜松市 財務部 市民税課 給付総括グループ 電話 053-457-2162

⑤お知らせ 「C 相続人の方へ」

市民税・県民税・森林環境税 納税通知書の送付について(相続人の方へ)

市民税・県民税・森林環境税は、その年の1月1日現在、居住している人に対して前年中の所得をもとに1年分を課税することとなっています。

納税義務者(被相続人)がその年の1月2日以降に亡くなられた場合は、その相続人の方に納めていただくことになるため、この度、相続人と見込まれる方に納税通知書を送付しました。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

- ・納付書が同封されている場合 ⇒ 同封の納付書で納めてください。
- ・口座振替の登録をされている場合 ⇒ 既に指定口座が停止されている場合は、税務総務課口座振替担当(電話 053-457-2261)までご連絡ください。

《お問い合わせ先》
浜松市 財務部 市民税課
個人市民税グループ
電話 053-457-2145

